⑺　工事実施形態
①　本工事は、入札時に企業の技術力として技術提案を受け付け、価格以外の要素（企業の技術力）と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　本工事は、調査基準価格を下回る額の入札があり、低入札価格調査を実施した後、調査基準価格を下回る額で入札した者と契約を締結した場合は「低入札工事における出来高部分払方式」を適用する試行工事である。
④　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次の⑴から⒂に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。ただし、特定ＪＶにおいては、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年10月24日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「豊川用水二期大野導水併設水路工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　以下の各号に該当しない者であること。
①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次のⒶからⒼまでのいずれかに該当する事実があると認められる者
Ⓐ　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
Ⓑ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
Ⓒ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
Ⓓ　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
Ⓔ　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
Ⓕ　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
Ⓖ　Ⓐから Ⓕまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
⑵　当機構における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。
⑶　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。
⑷　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
（上記の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）
⑸　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。特定ＪＶとして参加する場合には、特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定JVとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。
⑹　経常ＪＶ及び事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。
⑺　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。
⑻　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から工事に専任として配置できること。
⑼　単体、経常ＪＶ、事業共同組合及び特定ＪＶの代表者及び構成員は、確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。だだし、指名停止措置要領別表１の措置要領に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術点を減点する。
⑽　提出された技術提案書（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している発注図書及び制約条件を満たしていること。
⑾　機構が発注した工事のうち、平成27年１月１日から平成28年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種（土木一式工事）に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。
⑿　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員を言う。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒂　特定ＪＶを結成して確認申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で一般競争参加資格の確認申請を行う場合は、平成29年12月１日までに特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格確認申請を行っていること。

3　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。
⑴　評価項目　評価項目は次に示すとおりとする。
①　トンネル掘削に関する提案
ⓐ　掘削補助工法に関する工夫
ⓑ　ズリ搬出、トンネル仮設備等に関する工夫
②　トンネル覆工コンクリートの品質確保に関する提案
ⓐ　コンクリートの配合に関する工夫
ⓑ　コンクリートの運搬に関する工夫
ⓒ　コンクリート打設から養生に関する工夫
③　到達立坑周辺の環境及び作業員の安全に配慮した施工方法に関する提案
ⓐ　到達立坑周辺の環境に配慮した施工に関する工夫
ⓑ　立坑及びトンネル立坑における作業員の安全対策に関する工夫
⑵　指名停止の状況　２（９）ただし書きの事項に該当し、本工事への一般競争参加資格を認められた者については、当該指名停止の期間１ヶ月当たり８点として、対象となる指名停止期間を合算し、技術点を減点する。特定ＪＶによる場合は、構成員毎に受けた指名停止措置の期間を合算し、技術点を減点する。また、指名停止期間がひと月に満たない場合は、指名停止期間を当該対象月の暦日数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）で月数を算定する。なお、指名停止措置による技術点の減点は、確認申請書等の提出期限から開札時までの間に指名停止措置を受けていた、あるいは受けた場合に適用する。